

会員各位

一般社団法人 日本内視鏡外科学会
理事長 渡邊 昌彦
COI 委員長 森川 利昭

臨床研究の COI(利益相反)に関する指針運用規則の改定に関する通告

臨床研究の COI (利益相反) に関する指針運用規則の第 4 条の一部改定が、2015 年 9 月 8 日に開催された理事会にて下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。改定後の条文は本学会ホームページ (<http://www.jses.or.jp/>) の「利益相反 (COI)」を参照ください。

記

第 4 条 第 1 項

- ④旧：1 つの企業・団体からの年間の金額が合計 100 万円以上の場合
新：1 つの企業・団体からの年間の金額が合計 50 万円以上の場合
- ⑤旧：1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 100 万円以上の場合
新：1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上の場合
- ⑥旧：1 つの臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上
新：1 つの臨床研究に対して支払われた総額が年間 100 万円以上

*上記に伴い、「筆頭演者の COI 自己申告書」「日本内視鏡外科学会雑誌 利益相反自己申告書 兼 投稿にかかる誓約書」「役員等の COI 自己申告書」も同様に改定されました。

以上